

都市計画区域マスタープランの 見直しについて

福島県土木部
都市計画課

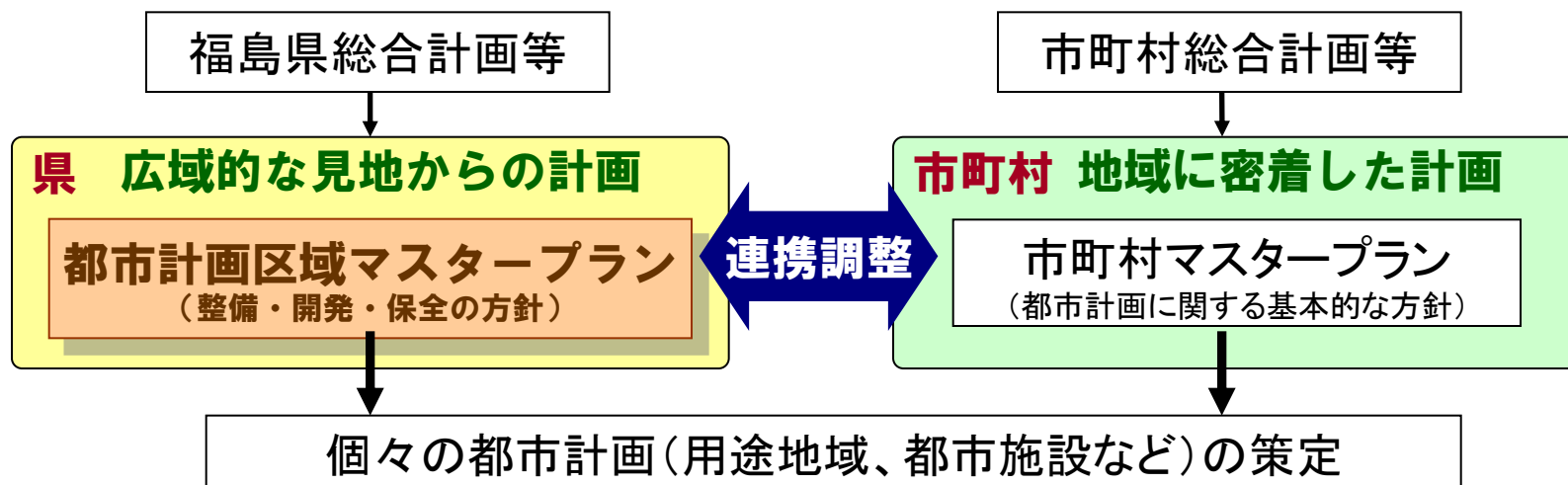
1 都市計画区域マスタープランの概要

■都市計画区域マスタープラン

- 都市計画を進める上で基本となる計画であり、都市の将来像や目標のほか、具体的な整備方針について、市町村の枠を越えた広域的な視点により県が定める。
- 現行の区域マスは33都市計画区域で平成16年5月に策定。

■市町村マスタープラン

- 各市町村は地域の特性を反映しながら創意工夫の下、県が作成する区域マスに即して市町村マスタープランを定め、より地域に密着した都市計画の方針や地域の姿を明らかにする。



2 見直しの背景と経緯

◆背景

- 人口減少や少子高齢化の進展、市町村合併に伴う生活圏の広域化等

◆経緯

■平成18～19年度

- 「新しい時代に対応した都市政策」のあり方について専門小委員会にて議論
- 「新たな都市政策のあり方」について都市計画審議会答申（H20.3）

■平成20年度

- 「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定（H21.3）

■平成21年度

- マスタープラン素案作成
（アンケート調査、住民懇談会、都市政策推進専門小委員会）

■平成22年度

- マスタープラン原案作成
（都市政策推進専門小委員会、住民懇談会、関係機関協議 ~~パブリックコメント~~）

※東日本大震災（H23.3） 平成23年度は震災対応

3 都市計画区域マスタープランの構成案

新しい時代に対応した 都市づくりビジョン

◆基本理念

都市と田園地域等の共生

◇基本方針

- 都市と田園地域等が共生する都市づくり
- 地域特性に応じたコンパクトな都市づくり
- ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

震災・復興の視点

- 安全・安心な災害に強いまちづくり
- 復興のための新たな土地利用

ビジョンの具体化

見直し後区域マスの構成

1. 都市計画の目標

- 1) 都市の現状と課題
- 2) 都市づくりの理念
 - ①緑豊かな自然環境や田園地域等の保全
 - ②安全で安心できるまちづくりの推進
 - ③生活圏の広域化に対応した交流と連携のネットワークづくり
 - ④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進
 - ⑤魅力と賑わいのある中心核と産業基盤の形成
 - ⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進
 - ⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備
- 3) 広域的位置づけ
- 4) 保全すべき環境や風土の特性

2. 区域区分の決定の有無と定める際の方針

3. 主要な都市計画決定の方針

- 1) 土地利用
- 2) 都市施設
- 3) 市街地開発事業
- 4) 自然環境の整備・保全

4 都市計画決定手続きの流れ

平成
24
年度

- ・震災の影響や復興計画等を踏まえた案の検討
- ・市町村や関係機関等との調整

津波被災を受けた浜通りの区域については、復興まちづくりの状況を見ながら、対応等について検討。

・パブリックコメント(6月26日～7月25日)

平成
25
年度

- ・都市政策推進専門小委員会
- ・都市計画公聴会(各生活圏ごとに開催予定)
- ・国土交通省、農林水産省等協議
- ・都市計画案の公告縦覧(2週間)、市町村意見照会
- ・福島県都市計画審議会
- ・国土交通大臣同意協議
- ・都市計画決定告示